

【 投薬 】

304 成人の下痢症等に対するドンペリドン坐剤【60m g】等の算定について

《令和6年9月30日》

○ 取扱い

- ① 成人における次の傷病名に対するドンペリドン坐剤【60m g】（ナウゼリン坐剤 60 等）の算定は、原則として認められない。
 - (1) 下痢症
 - (2) 蕁麻疹
 - (3) 痔核
 - (4) 感冒、急性咽頭炎
 - (5) めまい症
- ② 成人における次の傷病名に対するドンペリドン坐剤【10、30m g】（ナウゼリン坐剤 10、30 等）の算定は、原則として認められない。
 - (1) 蕁麻疹
 - (2) 痔核
 - (3) 感冒、急性咽頭炎

○ 取扱いを作成した根拠等

ナウゼリン坐剤 60 の添付文書の効能・効果は、「成人：下記疾患および薬剤投与時の消化器症状（悪心、嘔吐、食欲不振、腹部膨満、上腹部不快感、胸やけ）（下記は、・胃・十二指腸手術後、・抗悪性腫瘍剤投与時）」、ナウゼリン坐剤 10、30 の効能・効果は、「小児：下記疾患および薬剤投与時の消化器症状（悪心、嘔吐、食欲不振、腹部膨満、腹痛）（下記は、・周期性嘔吐症、乳幼児下痢症、上気道感染症、・抗悪性腫瘍剤投与時）」であり、上記①②の傷病名に対する投与は、いずれも適応外である。

以上のことから、成人における上記①②の傷病名に対するドンペリドン坐剤（ナウゼリン坐剤等）の算定は、原則として認められないと判断した。